

消費生活

No. 88

平成21年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特
集

- ご注意ください！中古車購入トラブル
- 成田市消費生活モニターより
第36回成田市消費生活展 アンケート結果



太巻き寿司作りは注目の的



延長コード作りに挑戦！



市長より花苗のプレゼント

2/28(土)・3/1(日)に開催
第36回(平成20年度)
成田市消費生活展

平成21年2月28日(土)・3月1日(日)の2日間、ボンベルタ百貨店4階催事場にて「第36回(平成20年度)成田市消費生活展」を開催しました。

今年度は「かしこい消費者になろう！～安心・安全なくらしのために～」をテーマに、消費生活に関する情報のほか、電気、ガス、環境など暮らしに役立つ情報や手だて満載で来場された方々を迎えるました。

ご注意ください! 中古車購入トラブル

中古車の購入契約については、さまざまなトラブルの相談があります。

信頼できる販売店や商品選びなど、消費者が慎重に判断することでトラブルを未然に防ぐことができますので、ご注意ください。



ケース①

注文した日の夕方にキャンセルを申し出ましたが、車両代金の20%のキャンセル料（契約書に記載あり）を請求されました。

乗用車にはクーリングオフの適用がありませんので、正当に結んだ契約が成立した後は売主、買主ともに一方的に契約を解除することはできません。解約できるかどうかは契約書・注文書の内容によって決まります。

(社)日本中古自動車販売協会連合会が監修する自動車注文書では売買契約の成立時期を、

- ① 注文者の名義に登録された日
- ② 注文者の依頼による加修に着手した日（修理を開始した日）
- ③ 注文者に自動車が引渡された日



のいずれか早い日をもって契約が成立するとしています。（クレジット利用の場合を除く）

この注文書にて注文した場合、上記の①～③のいずれにも該当しなければ契約成立前となり、販売業者に通常生じる損害の額に見合うキャンセル料を支払えば、申し込みを撤回することができます。

なお、「通常生じる損害の額」については「注文以降に要した実費（車庫証明申請費用など）」と考えられます。「他の客が見に来ても販売できなかった」などの営業活動上の損失（逸失利益）を消費者に求めるのは、合理性がないとされます。よって、注文してから短時間後のキャンセルの場合は、業者側に費用は発生しておらず、キャンセル料なしで申し込みを撤回できるものと考えられます。

ケース②

購入直後に故障したので販売業者に無償修理を申し出たが、「保証なし・整備なし販売」なので有料修理になると言われました。

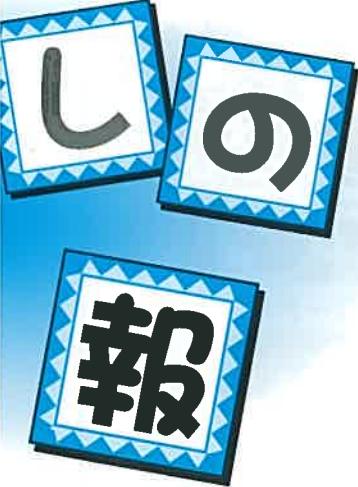
中古車はそれまでの使用・管理状態などによって、その性能は千差万別です。

そこで、(社)自動車公正取引協議会が定める自動車公正競争規約では、

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 保証つき・整備あり販売 | (2) 保証つき・整備なし販売 |
| (3) 保証なし・整備あり販売 | (4) 保証なし・整備なし販売 |

の4つの販売態様があり、価格、車歴、走行距離などの表示を義務づけています。



よって、保証なし・整備なし販売の場合、納車後の故障については、無償修理を求めるることは難しいようです。

一方で、中古自動車に当然予想される通常の損耗とはいえない不具合があり、販売店も買主もそれに気づかずに売買が行われ、後で不具合が発見された時は、いくら保証なし・整備なしの販売といっても、その損害を買主に負担させることは不公平と思われますので、民法の※瑕疵担保責任に基づいて販売店は無償で修理に応じなければなりません。

しかし、なかにはそれに応じない業者もあるようです。仮に瑕疵担保特約が認められるとしても、裁判で争うことが必要となることもありますので、信頼できる販売店から購入することが安心と言えます。

※瑕疵担保責任…商品に隠れた欠陥があった場合に、売主が買主に対して負う責任。

ケース③

購入後に、整備に出して事故歴がある車だと分かりました。車を返して代金も全額返金請求できますか。

自動車公正競争規約では、車体の骨格部位（フレームなど）を損傷し、修正あるいは交換したものを「事故歴車」ではなく「修復歴車」と表示することになっています。修復歴の有無は自動車の品質・価格に影響を与える重要な事項です。

また、「特定の車両状態を表示した書面」を用いて、販売店に修復歴の範囲を表示することにしており、購入者には、「特定の車両状態を表示した書面（コンディションノート）」の写しが交付されます。

このような修復歴が表示されていなかった場合など、それを知らないで契約した購入者は民法や消費者契約法で契約の無効や取り消しを主張できると思われます。

契約が取り消された場合、業者は購入者に対して代金全額を返還し、一方で購入者は使用料相当額を不当利得として業者に返還することになります。



* 中古車のオークションを利用して注文する場合の注意点は

□信用できる業者を選ぶこと

□業者に希望車種を依頼する時は、先に詳細な依頼内容を決めて書面を交わすこと

（車種、年式、色、程度、走行キロ数、価格、支払い条件、注文期間など）

□落札できた場合、できなかった場合についての費用を前もって確認しておくこと

（落札できなかった場合の手数料については、事前に取り決めがあればそれに従うことになりますが、事前に取り決めがない場合は事後の協議となります。）

(社)日本中古自動車販売協会連合会では、24時間自動音声相談サービスで中古車に関するご相談に応じています。下記に電話をして音声ガイダンスに従って番号を入力してご利用ください。

『JU中販連 自動音声相談サービス』 電話番号：03（5333）3328

成田市消費生活モニターより

第36回

成田市消費生活展アンケート結果

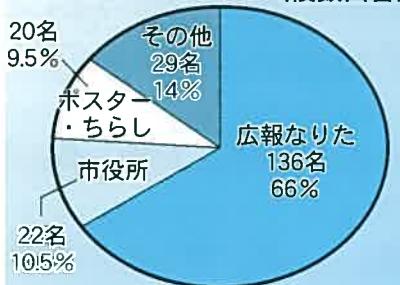
今回、成田市消費生活モニターは「成田市の高齢者福祉サービスを知ろう」をテーマに出展しました。介護予防と市が実施する高齢者福祉サービスをテーマに制作した展示物のコーナーや、特別なゴーグルを使って来場者に白内障患者の視界を疑似体験してもらうコーナーなどを作り、1年間の学習の成果を発表しました。

なお、来場者の方々にはアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。回答結果と皆様から寄せられた主なご意見は以下のとあります。

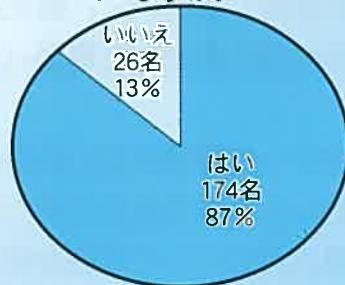
回答者データ



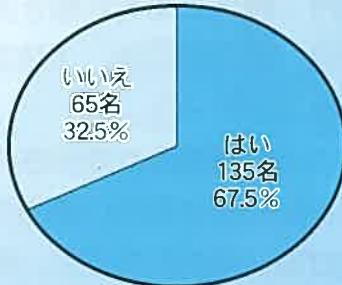
Q1 「第36回成田市消費生活展」を何で知りましたか。
(複数回答)



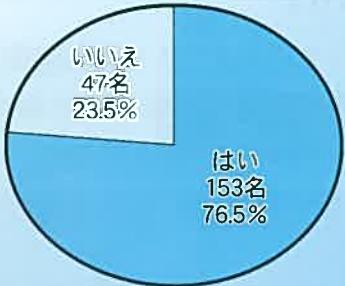
Q2 40歳以上が保険料を支払う「介護保険制度」を知っていますか。



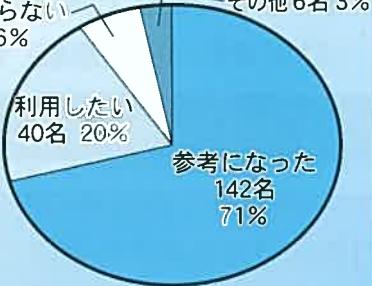
Q3 成田市の福祉サービスを知っていますか。



Q4 健康のために何かしていますか。



Q5 消費生活モニターで、今回は「福祉サービス」を取り上げましたが、いかがでしたか。



- ご意見
- ・高齢者福祉サービスは、今後自分もお世話になると思うと、重要なことだと思いました。
 - ・白内障の体験コーナーでは、たいへん参考になりました。目の不自由な方々がいることを常に意識して道を歩きたいと思います。
 - ・サービスを受けなくて済むように、自分の健康には十分気をつけようと思っています。

成田市消費生活センターは「暮らしの身近な窓口」です

消費生活に関するトラブルに巻き込まれたり、悩みを抱えてしまったら、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（土・日、祝日、年末年始を除く）午前10時～正午・午後1時～4時

成田市消費生活センター （成田市役所2階） ☎ 23-1161